

## 学校の管理下で災害にあったときは

以下の手順で日本スポーツ振興センター災害共済給付金請求の手続きをお願いします。

### 受診

「小松市子ども医療費受給者証」は提示しないようご注意ください。

- ・ 保険証を提示してください。
- ・ 「学校でのケガです。（日本スポーツ振興センターの対象）」と伝えてください。
- ・ 同封の「医療等の状況」「調剤報酬明細書」を提出してください。

### 支払い

窓口で医療費等をお支払いください。

- ・ 領収書を受け取り、保管してください。
- ・ 「医療等の状況」「調剤報酬明細書」は、月毎の記入になりますので、医療機関・調剤薬局に依頼しお受け取りください。

### 申請

- ・ 必要書類を学校へ提出してください。【「領収書」「医療等の状況」「調剤報酬明細書」など】
- ・ （学校が必要書類を市教育委員会へ提出し、市教育委員会が日本スポーツ振興センターへ申請します。）

### 給付決定

- ・ 給付決定の案内があります。審査が通らなかった場合は学校から連絡があります。
- ・ 学納金口座以外に振り込みを希望する場合は、「振込口座申出書」と「振込口座通帳の写し（金融機関、支店名、口座種類、口座番号、名義人が確認できる部分）」が必要です。

### 振込

- ・ 小松市を通じて給付金が学納金口座、あるいは申し出のあった保護者の口座に振り込まれます。  
【保険診療の医療費総額の3割+保険診療の医療費総額の1割（療養に伴って要する費用）】
- ・ 申請月の翌々月25日の予定です。通帳記帳し、入金をご確認ください。

※傷病に係る初診から治ゆまでの間の医療費総額が500点（5,000円）未満のときは、日本スポーツ振興センターの給付対象になりません。その場合、学校から領収書の返却があります。子ども医療費制度の払い戻しを受けられますので、市役所子ども家庭課へお問い合わせください。

※「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいています（法律で無料と定められているものではありません）。「医療等の状況」等の証明を受ける場合は、医師等の都合を確かめてからお願いしてください（用紙を持参してもその場ですぐを書いていただけない場合もあります）。